

難病法に基づく「協力難病指定医」の更新申請のご案内

難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）に基づく「難病指定医および協力難病指定医」の指定期間は、5年です。以下に該当し、引き続き指定を希望される場合は、受付期間中に必ず「兵庫県疾病対策課」へ更新申請書類等を、郵送にてご提出いただきますようお願いいたします。

【令和5年度の更新対象者】

主たる勤務先の所在地が、兵庫県内（神戸市を除く）であり、かつ、兵庫県が指定した「難病指定医」の指定期間の終期が令和6年4月1日～令和6年12月30日の方

【更新申請の受付期間】

令和6年1月15日（月）～令和6年2月16日（金）当課必着（郵送）

- ※ 指定期間の終期まで更新申請は可能ですが、受付期間経過後の申請の場合、新しい指定通知書の発送は、有効期間の終期以降となる可能性があります。
- ※ 指定期間の終期を過ぎて申請された場合、受付日からの新規申請の扱いとなりますので、必ず期日までに手続きをお願いいたします。

【指定医の種類と必要書類】

申請時において5年以上診断・治療に従事経験（臨床医研修の期間を含む。また、難病以外の診断、治療経験でも差し支えない。）がある医師のうち、以下の要件を満たす医師が対象となります。

指定医の種類*1と要件 (指定医番号の3桁目)	更新申請に必要な書類等
難病指定医(S) 協力難病指定医(C)のうち、申請日時点で専門医資格を有する場合	【協力難病指定医(C)から難病指定医(S)へ変更し、更新する場合】 ①難病指定医 指定更新申請書(様式第7号) ②厚生労働大臣が定める <u>専門医</u> に認定されていることを証明する書類の写し <small>※2(裏面参照)</small> (<u>更新申請日時点で指定期間内であれば可</u>)
難病指定医(T)・協力難病指定医(C) 協力難病指定医(C)のうち、申請日時点で専門医資格を有しておらず、難病指定医研修の受講による場合	【協力難病指定医(C)から難病指定医(T)へ変更し、更新する場合】 または 【協力難病指定医(C)の資格のまま、更新する場合】 ①難病指定医 指定更新申請書(様式第7号) ②厚生労働省の指定医オンライン研修 <small>※3</small> を受講のうえ、研修修了証を提出 ※難病指定医(T)および協力難病指定医(C)とも、研修内容は共通であるため、原則として、「難病指定医(T)へ変更し、更新」することができますが、「協力難病指定医(C)の資格のまま、更新」を希望する場合は、申請書の該当欄に記載してください。
更新を希望しない	①指定医辞退届出書(様式第8号)

※1 難病指定医(SまたはT)と協力難病指定医(C)の違い等は、3ページをご参照ください。

※3 厚生労働省の指定医オンライン研修の詳細は、2ページ(裏面)をご参照ください。

【提出先（郵送）】 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1
兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 がん・難病対策班
電話 078-341-7711（内線3297, 3223）

【「専門医に認定されていることを証明する書類」の写しについて】※²

- (1) 厚生労働大臣が定める専門医資格の有効期間が明記されており、かつ、更新申請日時点で、専門医資格が有効である書類が必須です。
(難病指定医の指定における厚生労働大臣が定める専門医資格一覧はホームページに掲載しています。一覧に記載されていない専門医の資格は無効となります)
・ A4サイズの用紙に印刷 (拡大・縮小可) のうえ、申請書に添付して提出してください。
・ 有効期間の記載のない専門医資格証明書等は、原則無効です。
なお、近日中に専門医資格の有効期間の終期を迎える (更新予定) の場合であっても、申請時点で有効期間内のものであれば可です。
- (2) 書類の具体例：専門医資格証明書、専門医資格を証明するカード・楯のコピーなど
(日本専門医機構または厚生労働大臣が定める学会が発行するものであること)
なお、それらを紛失等しており、難病指定医の更新受付期間内に提出できない場合に限り、各学会の個人専用ホームページ等の写しでの代用を可とします。
(専門医氏名、及び、当該資格が申請時点で有効であることが確認できない場合は認められません。)

【厚生労働省の指定医オンライン研修の受講方法】※³

兵庫県では、難病指定医 (T) の資格を取得できる、オンライン研修を実施しています。

(兵庫県の難病指定医研修の Web 研修は、令和5年4月から厚生労働省の指定医オンライン研修に内容を改正しました)

更新申請日時点で専門医資格を有していない方は、以下の手順で受講してください。

兵庫県ホームページ>分類から探す>健康・医療・福祉>医療>難病>難病医療費助成制度における「指定医」について (医療機関の皆様へ)
URL <http://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/nanbyoushiteii.html>

(受講手順)

- 1 上記の兵庫県ホームページにアクセスしてください。
- 2 「難病指定医研修について」の「2. オンライン研修受講の流れ」から、厚生労働省の指定医オンライン研修のページにアクセスし、ユーザー登録申請を行ってください。
※登録申請画面の自治体は「28 兵庫県」をご選択ください。
- 3 ユーザー登録が完了したら、ご登録のメールアドレスに登録完了の通知メールが送信されます。
- 4 通知メール本文に記載の「ログイン URL」にアクセスしてください。
登録したログイン ID とパスワードを入力し、ログインしてください。
- 5 研修を修了したら、指定医オンライン研修システムで「研修修了証」をダウンロードし、その他必要書類と併せて兵庫県に申請を行ってください。

【各種の変更手続き】

氏名、連絡先、「主たる勤務先」に変更等が生じた場合は、2ページの兵庫県ホームページをご確認いただき、難病指定医変更届出書（様式第6号）等をご提出ください。

ただし、更新申請と同時に変更手続きを行う場合のみ、指定変更届出書を省略できます。（更新申請書に変更内容をご記入ください。）

【主たる勤務先を神戸市又は兵庫県外へ変更される場合】

主たる勤務先を、神戸市又は兵庫県外へ変更される場合、その所在地を管轄する都道府県又は指定都市へ難病指定医の指定申請をしてください。

なお、兵庫県へは難病指定医辞退届出書（様式第8号）をご提出ください。

【更新申請提出日以降に退職予定の方】

R6年3月以降に退職の予定がある場合は、勤務先が決定している場合は新しい勤務先を更新申請書にご記入ください。（神戸市および兵庫県外を除く）

新規勤務先が決定されていない場合は、辞退届をご提出ください。辞退届提出後、新しい勤務先が決定した場合は、新規申請となります。

【神戸市（指定都市）への事務移譲について】

平成30年4月1日から医療受給者証の認定や交付、「指定医」、「指定医療機関」の登録等、難病法に基づく事務は、道府県（兵庫県）から指定都市（神戸市）へ移譲されました。神戸市における手続き等については、神戸市ホームページ等をご参照ください。

○神戸市の問合せ先（主たる勤務先が神戸市内にある場合）

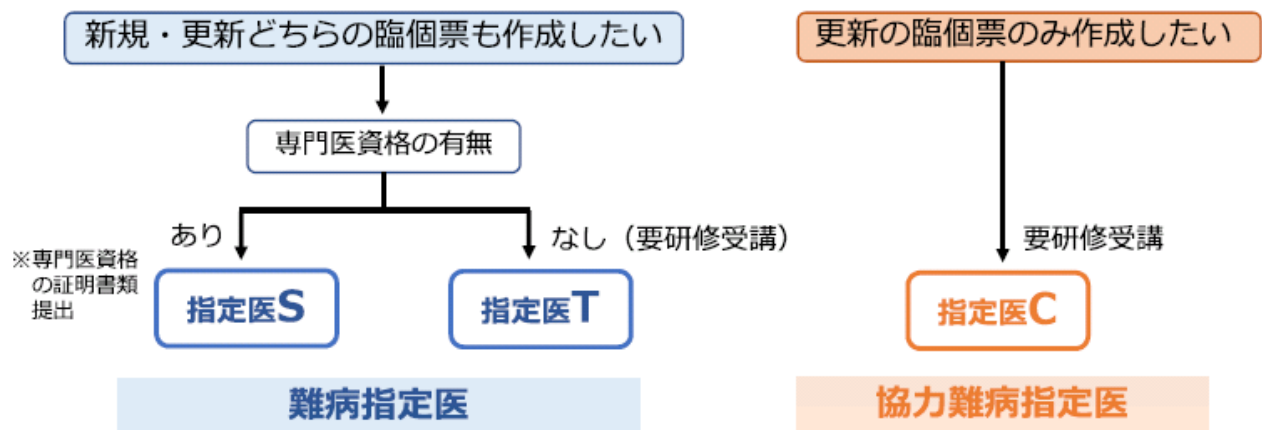
神戸市健康局保健所保健課 難病担当

神戸市ホームページ>特定医療費（指定難病）助成制度における「指定医」について

<https://www.city.kobe.lg.jp/a00685/kenko/health/promotion/intractable/designateddoctor.html>

【難病指定医の種類と要件】※1

	臨床調査個人票の作成の可否	有効期間
難病指定医（SまたはT）	新規申請分○・更新申請分○	5年以内
協力難病指定医（C）	新規申請分×・更新申請分○	



【協力難病指定医の更新申請の要件（1ページの解説）】

【協力難病指定医（C）の方へ】

- ・厚生労働大臣が定める専門医資格を有していない場合、更新申請時期に（5年ごとに再度）、厚生労働省の指定医オンライン研修を受講いただくことで、「研修受講による難病指定医（指定医番号：28T）」または「協力難病指定医（指定医番号：28C）」として、指定を継続することができます。
 - ※「協力難病指定医」の方が、「研修受講による難病指定医」へ変更したうえで更新申請する場合は、申請日から新たな指定医番号に変わります。（新たな有効期間の指定通知書に、新たな指定医番号を記載の上、お送りします。）
 - ※「協力難病指定医」のまま更新申請する場合は、更新手続き後も、現在の指定医番号を引き続きご使用いただけます。
- ・最近5年間に、厚生労働大臣が定める専門医資格を取得した等、「専門医資格による難病指定医（指定医番号：28S）」へ変更したうえで更新を行う場合、更新申請時点で、専門医資格を有していることが必須です。なお、有効期間の終期以降は、新たな指定医番号に変わります。（新たな有効期間の指定通知書に、新たな指定医番号を記載の上、お送りします。）

【厚生労働大臣が定める専門医資格について】

- ・厚生労働大臣が定める専門医資格については、兵庫県のホームページに一覧を掲載しています。
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/nanbyoushiteii.html>
- ・一覧に記載されていない専門医の資格は無効となります。
- ・認定医など専門医以外の資格は無効となります。